



News Letter

令和2年2月5日
発行
第98号



労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

高橋直美

女性活躍推進法の改正

「女性活躍推進法」とは、女性が活躍しやすい社会の実現を目指して2016年に施行された法律です。そして、2019年5月29日に女性活躍推進法等の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より、省令・指針を含めた改正内容が、順次施行されます。

また、2019年5月29日に改正女性活躍推進法が成立した際、パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)も同時に成立しました。セクハラに対する罰則などの法的根拠は男女機会均等法に求めることができる一方で、パワハラ防止にはそのような法的根拠がなかったためです。そこで、女性活躍推進法も改めて注目を浴びています。

2020年4月1日より改正される概要は以下の通りです。

1. 2020年4月1日施行
常時雇用する労働者が301人以上の事業主の方の行動計画の数値目標の設定の仕方が変わります。
2. 2020年6月1日施行
常時雇用する労働者が301人以上の事業主の方の情報公表の仕方が変わります。
3. 2020年6月1日施行
全ての事業主の方に「プラチナえるぼし認定」が創設されます。
4. 2022年4月1日施行
常時雇用する労働者が101人以上の事業主の方が、新たに行動計画の策定、情報の公表が義務になります。事業主の方が、スムーズに法対応の準備を進められるよう、女性活躍推進法の改正についての厚生労働省が女性活躍推進法改正の特設ページや特集ページを設置しておりますので、詳細は厚労省のホームページでご確認ください。



労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

山口栄一

Q. パート職員が年次有給休暇を取得した日について、精皆勤手当を不支給とするのは違法でしょうか。また、取得日の通勤費は支給しなければならないのでしょうか。

A. 労基法附則により、「使用者は、有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取り扱いをしないようにしなければならない」としていますので、精皆勤手当や賞与などの減額もしくは不支給とすることは許されません。

ただし、通勤費に関しては、本来実質弁償的な性格のもので、必ずしも年次有給休暇を取得した日について、これを不支給とすることはできないというものではないですが、あらかじめ「実際に出勤した日についてのみ支給する」という旨の支給基準が明確にされている必要があると考えられます。例えば、「通勤手当として公共交通機関利用の場合は、非課税限度額での実費を支給する。ただし、交通機関については1か月の定期券代金をもって計算の基礎とし、最低の料金のものを適用することを原則とする」とするような規定では、出勤を条件に支給するとは解されませんので、年休を取得した日あるいは欠勤の日について不支給とすることは不可能だと考えられます。

ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

茨城県医療勤務環境改善支援センターを ご活用ください

このようなことでお悩みではありませんか？

働き方・
休み方
改善

医療スタッフ
の健康支援

働きやすさ
確保のため
の環境整備

働きがいの
向上

- ♪ コストの適正化、経営の効率化を図りたい。
- ♪ 職員のキャリアアップを図り、働き甲斐のある職場にしたい。
- ♪ ハラスメント防止とメンタルヘルス対策に取り組みたい。
- ♪ 給与制度や人事制度を見直したい。

- 🏠 当センターでは、医療機関の様々なニーズに対してアドバイザー（社会保険労務士等）による専門的な支援を行っております。
- 🏠 院内研修の講師派遣や賃金制度、就業規則、労働時間、労働安全衛生等に関する相談に対応しています。（いずれも無料です）

お気軽にご相談ください。

茨城県医療勤務環境改善支援センター
〒310-0852 水戸市笠原町4 8 9 番地（茨城県医師会内4階）
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
<http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/>
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp